

平成24年5月31日
社会・援護局保護課
(担当・内線)
課長補佐 川久保(2823)
保護係長 寺 床(2826)
(電話代表) 03(5253)1111
(F A X) 03(3592)5934

生活保護法第29条に基づく調査の金融機関本店等への一括照会の実施について

生活保護法第29条に基づく調査の金融機関本店等への一括照会については、このたび、一般社団法人全国銀行協会に要請し、別紙のとおり、平成24年12月(予定)より実施することになりました。

これにより、これまで各福祉事務所が複数の支店に別々に照会をしていたところですが、そうしたことが必要なくなることや、より多くの支店の状況も把握できるようになることから、資産調査が効率的、効果的に実施できるようになります。

【参考】

生活保護法第29条

(調査の囑託及び報告の請求)

保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる

金融機関への本店等一括照会について

生活保護法第29条に基づく銀行に対する調査について、より効果的な手法である本店等への一括照会を以下の要領で実施することを基本に、本年12月から実施することになっています。

金融機関への本店等一括照会により、現在各福祉事務所が複数の支店に別々に照会をしているがそうしたことが必要なくなることや、より多くの支店の状況も把握できるようになることから、資産調査が効率的、効果的に実施できるようになります。

【基本的な実施要領案】

- 1 本店等一括照会に対応する銀行の範囲
店舗を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行協会加盟銀行、信託銀行等（※）
- 2 本店等一括照会の依頼先
銀行が指定する本店・本部・センター等
- 3 本店等一括照会の対象者
 - ・生活保護の申請を行った者（世帯）
 - ・不正受給が疑われる者（世帯）
- 4 照会内容（※）
 - ・口座の有無
 - ・口座が「有」の場合の取引店及び調査時点の残高
- 5 照会方法など
 - ・福祉事務所は氏名（漢字・カナ）、性別、生年月日、住所を記入した書面（統一様式）に本人から徴取した同意書を添付し、上記2の依頼先に照会する
 - ・銀行は福祉事務所から照会が行われた場合、当該銀行の国内全店舗（事務・システム上の事情から調査困難な店舗がある場合には、当該店舗を除く）における上記4の内容を調査し回答する。
- 6 実施時期
銀行の準備状況を踏まえ平成24年12月から実施（予定）。

※ 信用金庫、信用組合については、別途、実施スキーム案を調整する。

※ 不正受給の疑いがある場合等、真にやむ得ない理由により上記4以外の状況が必要な場合は別途協力を得る。